**平成２７年（フ）第１３７号**
新潟市南区上下諏訪木614番地
債務者　庭山　清司
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第１３８号**
新潟市南区上下諏訪木614番地
債務者　庭山キヨイ
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第１４９号**
新潟市中央区東大畑通２番町468番地２、前住所新潟市中央区西大畑町601番地５　ときわマンション307号
債務者　鈴木　政保
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第５８号**
長野県東御市下之城319番地１
債務者　井出　喜明
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２７年（フ）第５９号**
長野県東御市下之城319番地１
債務者　井出　直子
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２７年（フ）第６２号**
長野県上田市常田３丁目４番13号　陽光ハイツ204号
債務者　遠山　春美
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２７年（フ）第１０８号**
長野県松本市大字中山3711番地８
債務者　洞澤　健二
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２７年（フ）第１４６号**
岐阜市都通１丁目５番地１
債務者　浅井登紀子（旧姓須甲）
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
岐阜地方裁判所

**平成２７年（フ）第１６０号**
岐阜市加納寿町３－３　グループホームササダ、住民票上の住所岐阜市清822番地　コウケツ第１ビル103号室
債務者　安田　容子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
岐阜地方裁判所

**平成２７年（フ）第１２８号**
大津市皇子が丘３丁目１番21号　茶が崎ハイツ３Ｂ
債務者　智谷　道生
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第１２９号**
大津市末広町２番16号
債務者　牧野　真代
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第１４６号**
大津市横木１丁目４番12号　104、前住所大津市稲葉台15番13号　シェモア稲葉台203
債務者　松本　正夫
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第１４７号**
大津市大将軍１丁目17番14号　レオパレスＴＭＳ204、前住所大津市瀬田２丁目６番41号　サンハイツ101号
債務者　坂本麻千子（旧姓増山）
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第１６２号**
大津市際川３丁目５番８号
債務者　井上　孝子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第５２号**
鳥取県鳥取市気高町浜村783番地222　小川アパート２号、旧住所鳥取県鳥取市青谷町青谷5558番地68
債務者　森本　　節
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第８５８号**
広島市安佐南区山本７丁目27番８－５号
債務者　白木　洋子
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第３５号**
広島県尾道市因島中庄町2139番地３
債務者　巻幡　良枝（旧姓松沢）
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
広島地方裁判所尾道支部